

公益社団法人熊本県浄化槽協会 部会運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）の事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協会に製造・施工部会及び維持管理部会を置く。

(構成)

第3条 前条に定める部会の構成は次のとおりとする。

- (1) 製造・施工部会 本協会の正会員で浄化槽の製造・販売、工事を行う個人または団体。
- (2) 維持管理部会 本協会の正会員で浄化槽の保守点検、清掃を行う個人または団体。

(部会長)

第4条 部会長は、副会長をもってあてる。

(専門委員会)

第5条 部会を円滑に且つ効率的に運用するため、製造・施工部会の中に製造専門委員会及び施工専門委員会を設け、維持管理部会の中に維持管理専門委員会を設ける。

(委員会の運営等)

第6条 専門委員会の運営等に関し必要な事項は、本協会会議運用規程により定める。

(補足)

第7条 この規程の変更及び改廃は理事会の決議による。

(附則)

この規程は、平成22年1月13日から施行する。